

鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程

(目的)

- 第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報及び情報システムの管理方法を定めることにより、本校の情報セキュリティの維持向上に資することを目的とする。
- 2 この規程で定めるもののほか、前項に必要な事項は別に定める。

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、この規程で定めるものを除き、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号。以下「対策規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構情報格付規則（機構規則第99号。以下「格付規則」という。）の定めるところによる。
- 2 この規程において「要管理情報」とは、機密性3情報、機密性2情報、完全性2情報又は可用性2情報のいずれかに区分される情報をいう。
- 3 この規程において「要機密情報」とは、機密性3情報、機密性2情報のいずれかに区分される情報又は個人情報及び同等の取り扱いが必要な情報をいう。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、本校の情報及び本校の情報システムを管理又は利用する者に適用する。
- 2 前項の規定に関わらず、独立行政法人国立高等専門学校機構文書処理規則（機構規則第67号）その他の機構及び本校の情報資産に関する規則の適用がこの規程の適用と重なる場合は、原則として当該規則の定めるところによる。

(情報の範囲)

- 第4条 この規程を適用する本校の情報の範囲は、本校の教職員が職務上作成し又は取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、本校の教職員が組織的に用いるものとして、本校が保有しているものとする。

(情報システムの範囲)

- 第5条 この規程を適用する本校の情報システムの範囲は、次の各号のいずれかに該当する情報システムであって、要管理情報を保持し又は要管理情報にアクセス可能な情報システムとする。
- 一 本校が保有し又は管理する情報システム

二 本校との契約又は他の協定に従って提供される情報システム

(利用者の範囲)

第6条 この規程を適用する利用者の範囲は、本校の教職員、本校の学生及び第9条により本校の情報及び本校の情報システムの使用を認められた者とする。

2 本校の教職員の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 常勤教職員（再雇用教職員を含む）
- 二 非常勤教職員
- 三 派遣教職員
- 四 前各号のほか情報セキュリティ責任者が指定する者

3 本校の学生の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本科生
- 二 専攻科生
- 三 外国人留学生
- 四 研究生
- 五 聴講生及び特別聴講学生
- 六 科目等履修生
- 七 前各号のほか情報セキュリティ責任者が指定する者

(管理区域の範囲)

第7条 この規程を適用する対策規則第26条で定める管理区域の範囲は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- 一 校長室
- 二 事務部長室
- 三 各教員室
- 四 総務課が管理する各事務室（交換機室、守衛室を含む）
- 五 学生課が管理する各事務室（保健室、JABEE資料室を含む）
- 六 技術室及び技術職員が常駐する部屋
- 七 グローバル・アクティブラーニングセンター ICT部門サーバ室
- 八 前各号のほか情報セキュリティ責任者が指定する区域

(組織体制)

第8条 本校の情報セキュリティに関わる体制は、対策規則第10条から第19条に基づき、次の各号に定める者又は委員会をもって組織する。

- 一 対策規則第10条の「情報セキュリティ責任者」は、対策規則第10条第1項により校長である。

- 二 対策規則第 11 条「情報セキュリティ副責任者」は、副校長（教務主事）及び事務部長をもって充てる。副校長（教務主事）は教員組織に対して、事務部長は事務組織に対して、情報セキュリティ責任者から委任された情報セキュリティに関わる管理的業務を代行する。
 - 三 対策規則第 12 条の「情報セキュリティ管理者」は、副校長（学生主事、寮務主事、専攻科長・研究担当、国際交流・地域連携担当）、学科長、一般教育科長、グローバル・アクティブラーニングセンター長、地域共同テクノセンター長、総務課長、学生課長及び技術長をもって充てる。情報セキュリティ管理者は、それぞれの職務の範囲で情報セキュリティ副責任者から委任された業務を代行する。
 - 四 対策規則第 13 条の「情報セキュリティ推進責任者」は、グローバル・アクティブラーニング副センター長をもって充てる。情報セキュリティ推進責任者は、情報セキュリティ責任者から委任された情報セキュリティに関わる専門的及び技術的な業務を代行する。
 - 五 対策規則第 14 条の「情報セキュリティ推進員」は、キャンパス情報ネットワークシステム管理者をもって充てる。情報セキュリティ推進員は、情報セキュリティ推進責任者から委任された業務を代行する。
 - 六 対策規則第 15 条の「情報セキュリティ管理委員会」は、情報公開・セキュリティ委員会をもって充てる。
 - 七 対策規則第 17 条の「情報セキュリティ推進委員会」は、情報セキュリティポリシー等策定専門委員会をもって充てる。
 - 八 対策規則第 19 条の「管理運営部署」は、学生課をもって充てる。
- 2 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ推進責任者、及び情報セキュリティ推進員は、その業務の一部を信任する別の者に代行させることができる。
 - 3 情報セキュリティ責任者の業務の一部を代行する教職員は、その権限を濫用してはならない。
 - 4 情報セキュリティ責任者の業務の一部を代行する教職員は、その業務の範囲に応じて情報セキュリティの維持向上に必要な知識の修得に努め、情報セキュリティ関連法令、機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則、並びに本校の実施規程及び実施手順を遵守しなければならない。
 - 5 情報セキュリティ責任者の業務の一部を代行する教職員は、情報セキュリティ関連法令、機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則、並びに本校の実施規程及び実施手順に対する重大な違反を知った場合は、上司にその旨を報告しなければならない。
ただし、違反者が上司である場合は、違反者でない上司まで委任経路を遡って報告するものとする。

(学外者に対する利用許可)

第9条 情報セキュリティ責任者は、利用目的が本校の業務の遂行に資すると認める場合は、本校の教職員又は本校の学生のいずれでもない者に、本校の情報システムを一定期間にわたって利用させることができる。

(管理区域による保護)

第10条 情報セキュリティ責任者は、要管理情報又は要管理情報を保持する情報システムを管理区域外に配置してはならない。

- 2 情報セキュリティ責任者は、権限のない者を管理区域に入場させてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ責任者は、正当な理由があると認める場合は、本校の教職員の立会いその他の情報セキュリティ対策の下で、権限のない者を管理区域に入場させることができる。
- 4 情報セキュリティ責任者は、管理区域を無人にする時は、鍵その他の方法で管理区域への入場を制限しなければならない。
- 5 情報セキュリティ責任者は、管理区域を災害その他の環境の脅威から保護する措置を講じるものとする。

(安全区域による保護)

第11条 管理区域内に設けられた部屋であって、施錠その他の物理的な方法で入場が制限された部屋は、対策規則第26条で定める安全区域である。

- 2 管理区域外に持ち出せないように物理的に固定された容器であって、施錠その他の物理的な方法でアクセスが制限された容器は安全区域とみなし、「入場」は「アクセス」と読み替える。
- 3 管理区域外に持ち出せないように物理的に固定された情報システムであって、認証その他の論理的な方法でアクセスが制限された情報システムは安全区域とみなし、「入場」は「アクセス」と読み替える。
- 4 情報セキュリティ責任者は、要保護情報又は要保護情報を保持する情報システムを、安全区域外に配置してはならない。
- 5 情報セキュリティ責任者は、権限のない者を安全区域に入場させてはならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ責任者は、正当な理由があると認める場合は、本校の教職員の立会いその他の情報セキュリティ対策の下で、権限のない者を安全区域に入場させることができる。
- 7 情報セキュリティ責任者は、安全区域を無人にする時は、鍵その他の方法で管理区域への入場を制限しなければならない。
- 8 情報セキュリティ責任者は、安全区域を災害その他の環境の脅威から保護する措置を講じるものとする。

(情報又は情報システムの移送)

第12条 第12条 要機密情報（個人情報及び同等の取り扱いが必要な情報）の学外持ち出しは原則禁止とするが、持ち出しがやむを得ない場合、情報セキュリティ責任者は、教職員等が情報を移送する場合の安全管理措置についての規程及び手順等を整備するものとする。

- 2 前項に定める場合において、機密性3情報については情報セキュリティ責任者による許可制とし、機密性2情報については情報セキュリティ責任者への届出制とするものとする。
- 3 要管理情報又は要管理情報を保持する情報システムを移送する場合は、移送先の情報セキュリティ対策が、移送元の情報セキュリティ対策と同等以上でなければならない。
- 4 要管理情報又は要管理情報を保持する情報システムを移送する場合は、移送経路の情報セキュリティ対策が、移送元の情報セキュリティ対策と同等以上であるように努めなければならない。

(情報セキュリティの管理)

第13条 情報セキュリティ責任者は、対策規則第20条から第35条に基づき、次の各号に係る実施規程及び実施手順、並びに体制を整備するものとする。

- 一 情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示に係ること。
- 二 格付規則に従う情報の管理及び取扱いに係ること。
- 三 情報の公開及び非公開に係ること。
- 四 情報システムの管理及び運用に係ること。
- 五 学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に係ること。
- 六 経常的利用者に対する情報セキュリティ教育に係ること。
- 七 情報セキュリティインシデント対応に係ること。
- 八 情報システムの調達、ソフトウェアの開発及び情報資産に関連する業務の外部委託に係ること。
- 九 情報セキュリティ対策に関する違反行為及び例外措置に係ること。
- 十 前各号のほか情報セキュリティ責任者が指定する事項に係ること。

(評価及び見直し)

第14条 情報セキュリティ責任者は、対策規則第36条に基づき、情報セキュリティ対策の実施状況を適宜評価し、必要と認める場合は、その見直しを行うものとする。

(監査協力)

第15条 情報セキュリティ責任者は、対策規則第37条から第39条に基づき、機構の情報

セキュリティ監査に協力するものとする。

(事務)

第 16 条 情報セキュリティに関する事務は、学生課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティポリシー（平成 18 年 5 月 19 日策定）は廃止する。
- 3 鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティポリシー実施手順書（平成 18 年 5 月 19 日策定）は廃止する。
- 4 独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第 98 号）別表（用語の定義）において、当該「学校等」の情報セキュリティ管理規程の付表あるいは付図で定めるとされている用語の範囲は、次の各号のとおりとする。
 - 一 学校等の教職員（付表 2）は第 6 条第 2 項に定める。
 - 二 学校の学生（付表 3）は第 6 条第 3 項に定める。
 - 三 学校等の管理区域（付図 1 及び付表 4）は第 7 条に定める。
 - 四 学校等の情報システム（付表 1）は第 4 条に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 20 日に施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 19 日に施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。